

5-① 認可施設の選考方法

申込みをすれば必ず入園できるの？

申込みをすれば必ず入園できるとは限りません。定員を上回る申込みがある場合は、「練馬区保育実施基準表」に従って保育指数と調整指数を合算した指数の高い児童から内定します。

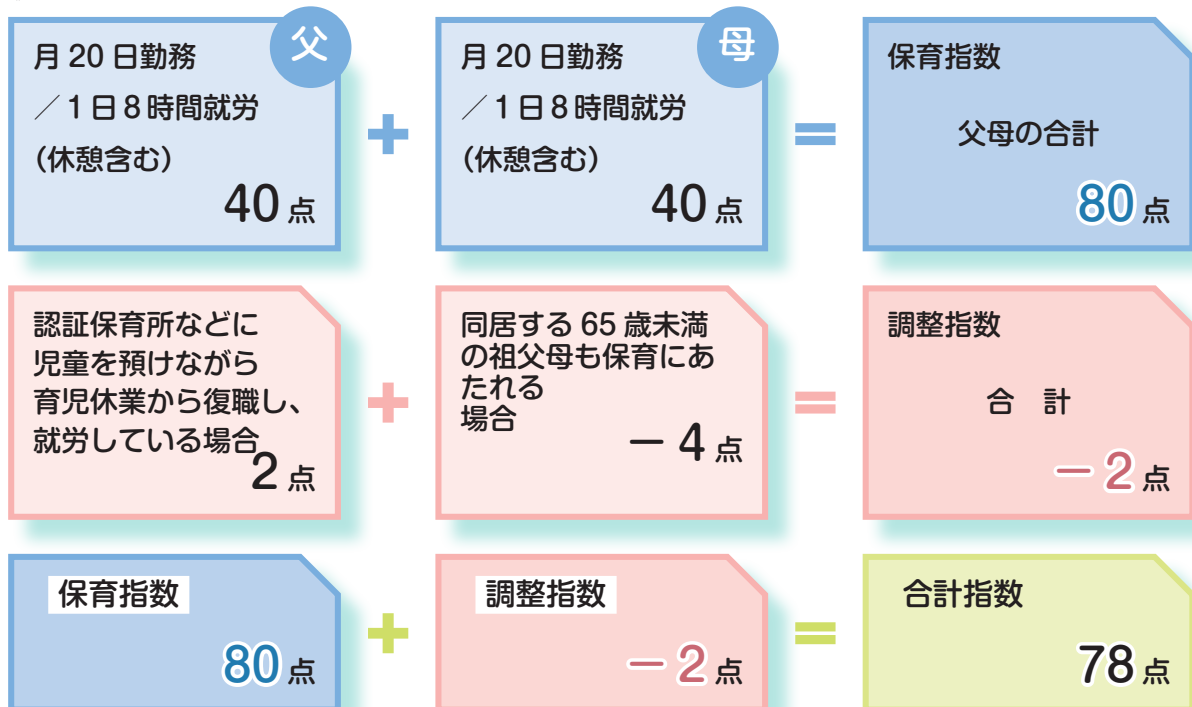
保育指数と調整指数はそれぞれどういうもの？

【保育指数】は、父母それぞれの状況にあてはまるものを原則として1つずつ付けます。

【調整指数】は、あてはまるものがあれば加算や減算を行います。

調整指数は世帯の状況により、1つもあてはまらない場合や、複数あてはまる場合もあります。

《例》



合計指数が他の世帯と同じ場合はどうなるの？

他の世帯と指数が同一であった場合、優先事項を基に入園順位を判断します。

詳しくは P.43 「同一指数世帯の優先事項」をご覧ください。

LINE で指数のシミュレーションができます

- ① 練馬区 LINE 公式アカウントを「友だち」に追加
- ② 「保育指数シミュレーション」をタップ
- LINE で試算した指数と、実際に区が審査して算定する指数とは異なる場合があります。

試算結果は参考程度にお考えください。

- 前回の 4 月 1 次利用調整の入園内定者の最低指数（ボーダーライン）と、試算した指数を照らし合わせて、保育施設を LINE で絞込検索できますが、あくまでも過去の実績に基づくものです。
- LINE で絞込検索をした保育施設に入園申込みをしても、入園できることを保証するものではありません。

練馬区公式 LINE
「保育指数シミュレーション」▶



利用調整の手順

各月の申込締切日 17 時 15 分までに提出された書類を基に保育指数と調整指数を付け、合計指数を算出します。

$$\text{合計指数} = \text{保育指数 (父)} + \text{保育指数 (母)} + \text{調整指数}$$

合計指数が高い順番に並べられます。同一指数の場合は「優先事項」に基づき順位を決定します。

例： 1 位 Aさん 保育指数 40 点 (父：就労) + 保育指数 40 点 (母：就労) + 調整指数 2 点 合計指数 82 点
2 位 Bさん 保育指数 40 点 (父：疾病) + 保育指数 40 点 (母：就労) + 調整指数 1 点 合計指数 81 点
3 位 Cさん 保育指数 40 点 (父：就労) + 保育指数 40 点 (母：就労) + 調整指数 1 点 合計指数 81 点
2 位と 3 位は合計指数が同一のため、優先事項に基づき決定します (例は優先事項④で決定)。

順位の高い方から、希望園に空きがあるかどうかを第 1 希望から順番に確認し、空きがあれば内定となります。保育園の希望順位に関わらず、合計指数の順位が高い方から内定します。

例： 1 位 Aさん 合計指数 82 点 ⇒ 第 2 希望の b 園に内定
【第 1 希望： a 園 (空き 0)、第 2 希望： b 園 (空き 1)、第 3 希望： c 園 (空き 2)】
2 位 Bさん 合計指数 81 点 ⇒ 非内定
【第 1 希望： b 園 (空き 0)、第 2 希望： d 園 (空き 0)、第 3 希望： e 園 (空き 0)】
3 位 Cさん 合計指数 81 点 ⇒ 第 1 希望の c 園に内定
【第 1 希望： c 園 (空き 2)、第 2 希望： d 園 (空き 0)、第 3 希望： e 園 (空き 0)】
希望園に空きがない場合や上位の方で希望園が埋まってしまった場合は、内定せず非内定 (保留) となります。

非内定 (保留) の場合は、翌月の入園選考にかかります (内定が出るまで有効期間内に限り選考が続きます)。

◆ 同一指数世帯の優先事項

保育指数と調整指数を合算した指数が同一の場合、次の優先事項を基に入園順位を判断します。

- ① 練馬区在住者 (転入予定者を含む) を優先します。
- ② 保育指数 (保護者の状況 (P.44)) の高い児童を優先します。
- ③ 令和 7 年 8 月以前の保育料に滞納 (既に卒園した児童の保育料に滞納がある場合も含む) がない世帯の児童を優先します。
- ④ 災害 > 不存在 > 障害 > 疾病・負傷 > 就労 > 介護・看護、就学 > 出産 > 就労 (内定) > 求職、の類型順で優先します。
- ⑤ 希望保育園等にきょうだいが在園している児童 (注) を優先します。
注 利用希望月 1 日時点で、きょうだいが前月から継続して在園する場合に限ります。
- ⑥ 同時に 2 人以上の児童の入園 (注) を希望する世帯の児童を優先します。
注 利用希望月が施設の受入可能年齢の終了月の翌月にかかる場合を除き、保育園等の変更 (転園) をする場合は適用対象外です。
- ⑦ 特別区民税 (市町村民税) 所得割が低額の世帯の児童を優先します。
注 9 月入園の利用調整から⑦の判定に適用する特別区民税 (市町村民税) 所得割の年度を切り替えます。
令和 8 年 8 月入園の利用調整までは令和 6 年度特別区民税 (市町村民税) 所得割で、令和 8 年 9 月入園の利用調整からは令和 7 年度特別区民税 (市町村民税) 所得割で判定します。
注 住民税 (特別区民税 (市町村民税) 所得割) の取扱いについては P.19「住民税について」参照。